

立命館大学情報会会則

2005.03.20 改定

1996.05.11 改定

1990.12.15 制定

第1章 総則

第1条 本会は立命館大学情報会と称する。

第2条 本会は下記のものをもって組織する。

1. 立命館大学理工学部情報工学科，情報学科および情報理工学部の現・旧教員
2. 立命館大学理工学部情報工学科，情報学科および情報理工学部の卒業生，学生
3. 立命館大学大学院理工学研究科情報システム学専攻，総合理工学専攻およびフロンティア理工学専攻の修了生および院生
4. 幹事会の承認により入会を認められたもの

第3条 本会の事務局は立命館大学情報理学部内に置く。

第4条 本会は会員相互の親睦と向上を計り，併せて情報学系の発展を期することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 原則として2年に1回の総会の開催
2. 会員名簿の作成および会誌の発行
3. その他必要な事業

第6条 本会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 幹事会

第7条 総会は本会最高の議決機関である。臨時総会は幹事会に置いて必要と認めた場合に召集することができる。

第8条 幹事会は本会の審議および執行機関であり，第9条の会長，副会長，庶務幹事，会計幹事，年度幹事，学生幹事より構成される。

第2章 役員

第9条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 庶務幹事 若干名
4. 会計幹事 1名
5. 会計監査 1名
6. 年度幹事 若干名
7. 学生幹事 若干名

第10条 役員の選出は次の通りとする。

1. 会長は会員中より幹事会によって推薦され、総会によって承認される。
2. 副会長、庶務幹事、会計幹事、会計監査は会員中より会長によって推薦され、総会により承認される。
3. 会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、会計監査の任期は2年とし、再任は妨げない。
4. 年度幹事は各年度毎に若干名を互選もしくは幹事会より委嘱された者とする。その任期は2年とし再任を妨げない。
5. 学生幹事は各回生毎に若干名を互選する。その任期は1年とし再任を妨げない。

第3章 会計

第11条 本会の経費は、入会金、会費、連絡費および寄付金その他でもってあてる。入会金、会費、連絡費は総会においてこれを定める。

第12条 本会の決算は会計監査の監査を受け総会で承認を受ける。

第13条 本会の会計年度は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 補足

第14条 本会会則の改定は総会において会員出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第15条 本会会則は1990年12月15日より効力を発する。

1996.5.11 情報学科開設に伴う改定。

2005.3.20 情報理工学部開設に伴う改定。